

宗像市少年少女海外派遣研修使節団事業の派遣スタッフ選考基準

平成18年4月6日

宗像市教育委員会

宗像市少年少女海外派遣研修使節団事業の派遣スタッフについては、原則として以下の基準により選考し、決定するものとする。

- 1 派遣スタッフは4名とする。
- 2 派遣スタッフの内訳は、団長1名、英語指導員1名、事務局員2名とする。
- 3 団長（事業総括及び渉外に関する事）
 - ・宗像市教育委員会委員及び教育部長の中から互選する。
- 4 英語指導員（英語指導、通訳及び生活指導に関する事）
 - ・少年少女海外派遣研修事業において、マウントロスキル校を受入れる中学校の学校長より推薦のあった者とする。

※なお、教職員の服務等については、「宗像市少年少女海外派遣研修使節団事業に参加する教職員の服務等の取扱いについて」によるものとする。
- 5 事務局員（記録、生活指導及び事業の庶務に関する事）
 - ・教育委員会子ども課青少年係から1名を選考する。
 - ・他の1名については、事務局員として事務を遂行するために必要な者で、教育長が認めたものとする。